

法務省権総第73号

平成27年3月27日

法務局人権擁護部長 殿

地方法務局長 殿

法務省人権擁護局総務課長

(公印省略)

地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について（通知）

地方分権改革については、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から、地方公共団体への事務・権限の委譲、義務付け・枠付けの見直し等に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入されました（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

当局関係では、地方公共団体から、人権擁護委員の委嘱に関する事務の権限の委譲及び人権擁護委員推薦の際の市町村議会への意見聴取の廃止について提案がされたところ、「平成26年の地方からの提案等に関する提案方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、下記（関連部分抜粋）のとおり対応することとされました。

つきましては、閣議決定の趣旨を踏まえ、人権擁護委員の推薦事務の効率化に資するよう、管内市町村に対して、市町村長（特別区の区長を含む。）は、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、市町村議会に、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことが可能であることを、明示的に周知願います。

記

○ 人権擁護委員法（昭和24法139）

人権擁護委員の推薦（6条3項）については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。